

執行理事会規程(案)

(2001年5月30日制定)

(2004年6月18日改定)

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター理事会内規第2条に基づき設置する執行理事会の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(執行理事会の開催等)

第2条 執行理事会は、原則として毎週1回開催するものとする。

2 理事長は、執行理事会を招集する。

3 執行理事会を開催するには、執行理事のほか、執行理事以外の理事および監事、ならびに事務局長に対し、事前に書面、電子メールその他適切な手段で通知しなければならない。

4 執行理事会の議長は、理事長が務める。但し、理事長に差し支えあるときは出席の執行理事から互選するものとする。

5 執行理事会は、定められたメーリングリスト宛ての電子メールによって議決を行うことができる。

(定足数)

第3条 執行理事会は、執行理事の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第4条 執行理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 執行理事会が電子メールによる議決を行う場合、議決方法は、議案を提出する執行理事が投票期間および議事を明示したうえで電子メールによる投票開始宣言を行い、執行理事の過半数の賛成をもって決する方法による。投票期間中に過半数に達しない議事は廃案となる。電子メールによる議決を行う場合の投票期間は3日以上2週間以内とする。

(執行理事以外の理事等の出席)

第5条 執行理事以外の理事および監事は、必要に応じて執行理事会に出席し、意見を述べることができる。

2 執行理事会が必要と認めた者は、執行理事会に出席し、意見を述べることができる。

(事務局長)

第6条 事務局長は、執行理事会に出席し、意見を述べることができる。

2 事務局長は、執行理事会の議案を提出することができる。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、理事会の議決を経て行う。

附則 この規程は、2001年5月30日から施行する。

2 2004年6月18日付の改定は、2004年6月18日から施行する。